令和３年５月 11 日

関係各位

香川県知事　浜田　恵造

「緊急事態対策期における対策」及び「香川県コロナ非常事態宣言」について

本県では、現在、感染・伝播性が高いと見られる変異株の占める割合が急激に高まり、猛威を振るっています。ゴールデンウィークが明けた５月６日には新規感染者数が 50 人、翌７日には 78 人と２日連続して過去最高を更新するなど感染が急激に拡大しており、病床のひっ迫具合を示す病床使用率についても、国のステージⅣの目安 50％を超える事態となっております。

このような状況から判断すると、今まさに「感染急拡大」というべき状況であり、このまま感染拡大が続き、感染者数が累増していくことになれば、県内の医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応が難しくなるだけでなく、通常の医療にも大きな影響が生じるおそれがあります。

こうした状況を何としても食い止めるため、最大限の感染拡大防止を図らざるを得ないものと総合的に判断し、５月８日（土）に、県独自の「香川県コロナ非常事態宣言」を発令するとともに、香川県対処方針に基づき、５月９日（日）から 31 日（月）まで、「緊急事態対策期」に移行いたしました。

この「香川県コロナ非常事態宣言」においては、変異株の影響による本県の感染拡大の状況等を踏まえ、人と人との接触の機会を避けること、感染拡大の未然防止に向けた検査体制の充実を図ること、感染症に強い地域社会経済をつくっていくことなど、これまで以上に力点を置いた集中対策を講じることといたします。

つきましては、貴社（団体）におかれまして、「緊急事態対策期における対策（５月９日以降）について」（資料１及び別紙）と「知事から『緊急事態対策期』における県民の皆さまへのお願い」（資料２）の職員の皆様及び関係先への御周知並びに感染防止対策の徹底につきまして、御協力をお願いします。

○お問い合わせ先
香川県商工労働部産業政策課
担当　景政・佐藤
TEL　087-832-3350